

## 第2章 計画策定の背景



# 第2章 計画策定の背景

## 計画策定の背景

### 1 世界の動向

国際連合においては、昭和20（1945）年に人権の平等を平和の基盤とする理念を掲げた国際連合憲章が採択されました。

その後、昭和21（1946）年、男女の平等を人権の重要な柱として「婦人の地位向上委員会」が設けられ、昭和23（1948）年に「世界人権宣言」が採択されました。

昭和50（1975）年が「国際婦人年」と定められ、メキシコシティにおいて「国際婦人年世界会議」が開催されました。この会議において「平等・発展・平和」を基本理念とするメキシコ宣言と、その目標達成の指針となる「世界行動計画」が採択されました。

昭和51（1976）年から昭和60（1985）年が「国連婦人の10年」とされ、この間、昭和54（1979）年の国連総会では「女子差別撤廃条約」が採択され、昭和55（1980）年のコペンハーゲン世界婦人会議で57カ国がこの条約に署名しました。

「国連婦人の10年」を締めくくる昭和60（1985）年のナイロビ世界婦人会議では、西暦2000年に向けての「婦人の地位向上のための将来戦略（ナイロビ将来戦略）」が採択されました。

また、平成7（1995）年、「平等・開発・平和への行動」をテーマに、北京において「第4回世界女性会議」が開催され、女性の地位向上のために積極的に行動を起こすこと、また、女性が力をつけることの重要性が指摘され、国際的な指針として、「女性の権利は人権である」とうたった「北京宣言」と、2000年までの5年間に女性の地位向上のために優先的に取り組むべき分野を示した「行動綱領」が採択されました。

平成12（2000）年には、ニューヨークで「女性2000年会議」を開催し、「行動綱領」の達成状況の検討評価が行われ、「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブに関する文書」を採択しました。

### 2 日本の動向

政府においては、昭和50（1975）年に「婦人問題企画推進本部」が設置され、「世界行動計画」を踏まえ日本の実情をもとに昭和52（1977）年に「国内行動計画」が策定されました。

さらに、ナイロビ将来戦略を受け、国内行動計画が見直され、昭和62（1987）年に「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が策定されました。

昭和60（1985）年には、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉に関する法律（男女雇用機会均等法）が制定され、我が国も「女子差別撤廃条約」を批准しました。

平成3（1991）年、育児休業等に関する法律（育児休業法）が制定されました。

平成6（1994）年には、各省庁事務次官による「婦人問題企画推進本部」が各閣僚



級による「男女共同参画推進本部」に上げられるとともに、総理府内の婦人担当室が「男女共同参画室」に格上げされ、組織の強化が図られました。

平成7（1995）年、育児休業法が改正され、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）に名称が変更されるとともに、ILO156号条約（家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約）を批准しました。

平成8（1996）年、男女共同参画審議会から「男女共同参画ビジョン」が答申され、政府においてはこれを受けて「男女共同参画2000年プラン」が策定され、4つの基本目標と11の重点目標が掲げられました。

平成11（1999）年、男女共同参画社会基本法が制定され、基本理念として 男女の人権の尊重、 社会における制度又は慣行についての配慮、 政策等の立案及び決定への共同参画、 家庭生活における活動と他の活動の両立、 国際的協調が掲げられ、国、地方公共団体及び国民の責務が定められています。また、同年施行された食料・農業・農村基本法において農林水産部門における女性の参画について規定されるとともに、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（改正男女雇用機会均等法）及び育児・介護休業法が全面施行されました。

平成12（2000）年、男女共同参画社会基本法の基本理念を実行に移すための法定計画として、「男女共同参画基本計画」が策定されました。

平成13（2001）年、省庁改編により、内閣府に国务大臣及び学識経験者で構成する「男女共同参画会議」が設置されるとともに、男女共同参画室が「男女共同参画局」と改編されました。また、育児・介護休業法が改正されるとともに、男女平等を阻害する配偶者からの暴力を防止する目的で、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）が施行されました。

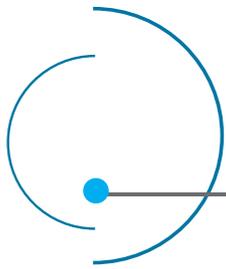
平成15（2003）年、市民ネットワークの充実等を目指して「女性のチャレンジ支援策」が定められました。

### 3 茨城県の動向

茨城県においては、昭和53（1978）年に婦人問題を担当する課として、生活福祉部に青少年婦人課が設置されました。昭和55（1980）年、担当課は婦人児童課となり、第2次県民福祉基本計画に「婦人の福祉の向上」が位置付けられました。

昭和61（1986）年、新県民福祉基本計画に「女性の地位向上と社会参画の促進」が位置付けられ、平成2（1990）年、婦人問題推進有識者会議から女性プラン策定に関する提言を受けて、「茨城県女性対策推進本部」が設置されました。平成3（1991）年、「いばらきローズプラン21」が策定され、「いばらきローズプラン21推進委員会」が設置されました。

平成6（1994）年、福祉部に女性青少年課が設置され、平成7（1995）年、茨城県長期総合計画に「男女共同参画社会の形成」が位置付けられ、翌年「いばらきハーモニ



ープラン」が策定されました。

平成11（1999）年，女性青少年課を福祉部から知事公室へ組織改編されました。

平成13（2001）年，茨城県男女共同参画推進条例が制定され，茨城県男女共同参画審議会が設置され，さらに「茨城県女性対策推進本部」が「茨城県男女共同参画推進本部」と改称されました。

平成14（2002）年，条例の基本理念を具現化し，実効性のある施策を展開するため，「茨城県男女共同参画基本計画（新ハーモニープラン）」が策定されました。

## 4 水戸市の取組

水戸市では，昭和61（1986）年に策定した水戸市第3次総合計画において「人格としての平等」と「母性としての保護」の2つの視点から女性施策を初めて婦人行政の項目に位置付けました。

昭和62（1987）年に市民による「婦人問題懇話会」を設置し，翌年，「水戸市婦人行政推進計画」を策定しました。

平成4（1992）年，市長公室文化室内（平成6年より国際文化課内）に「女性行政係」を設置するとともに，関係課長で構成する「水戸市女性行政連絡会議」や担当者等で構成する「水戸市女性行政プランニングチーム」を組織しました。また，女性大学を開講し，職員アンケートやシンポジウムなどを実施しました。

平成5（1993）年，「水戸市女性行動計画策定委員会」を設置し，女性行動計画の策定の検討が進められました。

平成6（1994）年，「水戸市第4次総合計画」では，女性施策を男女共同参画社会の構築として位置付けました。

平成7（1995）年，「平等・創造・平和」を基本理念に定め，平成15年度までを計画期間とする「水戸市女性行動計画」を策定しました。また，平成7年度から11年度を実施期間とする「前期実施計画」を作成しました。さらに，この計画を推進するため，附属機関である「水戸市女性行動計画推進委員会」と市長を本部長とする「水戸市女性行動計画推進本部」を設置しました。

平成8（1996）年，男女がともにわかちあい，ともにつくる社会の実現に向け，「男女共同参画都市」を議会の議決を経て宣言しました。

平成9（1997）年，意識の啓発を図るための水戸市女性情報誌を創刊し，公募により誌名を「びよんど」と決定しました。

平成10（1998）年，政策方針決定過程への女性の参画を促進するため，「女性人材バンク」を創設しました。

平成11（1999）年，担当所管を「男女共同参画推進室」と名称変更し，推進係を設置しました。また，「日本女性会議2001みと実行委員会」が設立され，平成13（2001）年の開催に向けて準備を始めました。

平成12（2000）年，水戸市女性行動計画の「後期実施計画」（実施期間：平成12年



度から平成15年度まで)を作成しました。

平成13(2001)年3月,議員提案による「水戸市男女平等参画基本条例」が全会一致で可決され,同年9月,「日本女性会議2001みと」の開催に合わせ施行されました。また,担当所管の男女共同参画推進室を課相当の組織とし,管理計画係と事業推進係を設置し,拠点施設となる「水戸市男女文化センターびよんど」を開館しました。

平成14(2002)年,男女平等を阻害するさまざまな問題の解決を図るため「男女平等に関する相談」を開始するとともに,男女平等に関する市民の苦情に対応するため,「水戸市男女平等参画苦情処理委員会」を設置しました。また,水戸市男女平等参画基本条例に基づく基本計画を策定するため,「水戸市男女平等参画推進委員会」を設置し,庁内推進体制として市長を本部長とする「水戸市男女平等参画推進本部」や関係課長で構成する「水戸市男女平等参画推進連絡会議」などを設置しました。

平成15(2003)年,引き続き,市民の意見を広く求めながら基本計画の策定の検討が進められました。また,担当所管の名称を「男女平等参画推進室」に変更し基本条例の名称との整合を図るとともに,翌年の「全国男女共同参画宣言都市サミット」の開催に向けて,実行委員会が組織されました。

平成16(2004)年,「水戸市男女平等参画推進委員会」からの答申を受けて,平成26年度までを計画期間とする「水戸市男女平等参画推進基本計画」を策定しました。